

特命随意契約理由書

件名	高速モノクロ複合機にかかる消耗品の供給等業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：(物品)・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	印刷室に設置している高速モノクロ複合機の消耗品（トナー等）の供給等
選定理由	<p>本件高速モノクロ複合機は、令和元年10月に機種指定の上で入札により導入した機器で、再リース契約により令和7年9月までの長期継続契約中であるが、本年10月から翌年9月までの再々リースを行う予定である。</p> <p>本件は、機器の製造業者でなければ役務を提供することができないもので、特殊な技術を用いて設計・施工した機器の保守・点検業務である。</p> <p>したがって、履行できるのは機器製造会社（(株)リコー）の系列会社で、メンテナンス事業者である下記業者に限られる。</p> <p>さらに、保守点検を行う機器の消耗品は、保守点検業務の中に含め供給することが取引慣行になっており、他から調達することが、不可能である。</p> <p>以上の理由により、下記の業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 リコージャパン株式会社 公共事業部 第四営業部</p> <p>住所 東京都港区芝浦三丁目4番1号</p>
※ 契約年月日	令和 7 年 9 月 2 日
※ 契約金額	1,540,000 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和7年10月1日から令和8年3月31日まで
担当課	政策経営部 総務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	千代田区役所本庁舎 3・6階リフレッシュコーナー冷水機交換業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区役所本庁舎3階および6階リフレッシュコーナー内の冷水機について、経年劣化により機器が故障して冷水が出ない状態となっているため、新しいものに交換する業務を行う。
選定理由	本件は、千代田区役所本庁舎3階および6階のリフレッシュコーナー内の冷水機の交換業務である。下記事業者は、建物全体の建築設備管理業務を受託しており、建物全体の設備やシステムについて精通しているため、円滑に本業務遂行に必要なシステム調整や運用ができる。また、作業終了後のアフターサービスや不具合等が発生した際の迅速な対応が可能である。以上の理由により、下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名称株式会社シミズ・ビルライフケア 住所東京都中央区京橋二丁目10番2号 め利彦ビル南館
※ 契約年月日	令和 7 年 9 月 3 日
※ 契約金額	1,980,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
担当課	政策経営部 施設経営課
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

902

件名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却 (9月分)
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、 <u>その他</u> (売却)
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。
選定理由	(1) 資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 (2) 清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成12年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成12年3月27日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 千代田区リサイクル事業協同組合 住所 東京都千代田区飯田橋2-12-1
※契約年月日	令和7年9月 / 日
※契約金額	2,567,350 円 (消費税を含む) ※収入予定額 (単価契約)
契約期間	令和7年9月1日～令和7年9月30日
担当課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

881

件 名	神田駅周辺地域まちづくり検討支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	<p>神田駅周辺地域（以下、「当地域」という。）では、建物の老朽化が進み、更新が進んでいない、緑やオープンスペースが少ないなどの課題を有している。また、江戸からの下まちとしての特性や商店街としての賑わいの連続性を維持・創出するとともに、神田エリア～日本橋エリア（中央区）をつなぐ交通結節点としての機能を高めながら、まちを更新していくことが求められている。</p> <p>本業務は、当地域における再開発の機運なども踏まえた総合的なまちづくりの検討（方向性や手法など）及び様々なステークホルダーの意向を汲み取り、当地域の特性などを活かしたまちの更新を検討していくための組織の在り方検討、まちづくり検討に係る会議開催に伴う資料作成や円滑な運営の補助を目的とするものである。</p>
選 定 理 由	<p>1 プロポーザル年度 令和7年度 (令和7年8月4日付 7千環地ま発第63号)</p> <p>2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第8条第6号</p> <p>3 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 パシフィックコンサルタンツ株式会社 住 所 千代田区神田錦町三丁目 22 番地</p>
※ 契約年月日	令和 7 年 9 月 17 日
※ 契約金額	14,850,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 地域まちづくり課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

887

件名	個別避難計画作成に伴う高齢者相談・支援システム改修業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	事務執行効率化のため高齢者相談・支援システムの改修を行う。
選定理由	<p>本システムは総合住民サービスシステムのサブシステムとして下記業者により構築され、運用保守業務も下記業者が行っている。</p> <p>本業務は、既存の電算システムの改修であるため、既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。</p> <p>以上の理由により、本システムの開発者である下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社 電算</p> <p>住 所 長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6</p>
※ 契約年月日	令和 7 年 9 月 29 日
※ 契約金額	1,749,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日
担当課	保健福祉部 福祉総務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	子ども・子育て支援法等改正に伴う人事情報総合システムの改修業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	子ども・子育て支援法等の改正により、子ども・子育て支援金制度が創設されることとなった。これに伴い、各医療保険者が被保険者等から徴収する保険料には、納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援金）が新たに含まれることとなる。 本制度改正に対応し、支給明細での本人通知を含め、「共済短期」や「社保健保」と同様の項目管理を行うものとする。 以上の対応のため、人事情報総合システムを改修する。
選定理由	本件は、既存システムの改修であり、システムの改造、再構築において、人事情報総合システムの特許権、著作権及びその他の排他的権利を有する開発者にしかできない作業である。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 富士通 Japan 株式会社 住 所 東京都港区東新橋 1-5-2
※ 契約年月日	令和 7 年 9 月 30 日
※ 契約金額	34,144,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担当課	政策経営部人事課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

916

件名	千代田区指定文化財の保存修復業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ 委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	令和6年4月に指定された区指定文化財絹本墨書掛軸「日枝神社」山岡鉄舟筆1幅は、長く山王祭における祭礼用具として使用されてきたことで、掛軸本紙及び表装に横折れ及びシミ等の損傷が生じている。上記作品の損傷の程度は著しく、保全に悪影響を及ぼすことが懸念されるため、今後も当該作品を適切な状態で保存活用していくことを目的に、保存修復業務を実施する。
選定理由	<p>当該作品は、書家・山岡鉄舟が明治時代中期に筆をとった書の掛軸である。本作品には、本紙及び表装に横折れ及びシミ等が生じている。本作品の修復にあたっては、掛軸作品の取扱方法を熟知するとともに、掛軸の制作年代に配慮した仕様で修復する必要があるため、当時の技術に精通していることが求められる。</p> <p>下記事業者は、博物館資料の保存修復業務を専門とし、山岡鉄舟作品を含む明治時代の書跡の保存修復を行っている。明治時代における掛軸作品の取扱方法に精通するとともに、同時代の表装形式や使用された素材を熟知し、作品の劣化状況に応じて適切な保存修復処置を実施可能なのは当該業者のみである。</p> <p>よって、下記事業者を契約の相手方として指名する。</p>
契約の相手方	<p>名称 合同会社伝世舎</p> <p>住所 東京都台東区池之端 4-16-11 上野ハイツ 13号</p>
※ 契約年月日	令和 7 年 9 月 17 日
※ 契約金額	1,125,300 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
担当課	地域振興部文化振興課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれてい

ます。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

880

件 名	主任2年目研修「実務データ分析活用」の実施業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	自治体職員として、業務においてデータを適切に活用できるよう、データ活用に必要な思考（リテラシー）を学び基本的な考え方を身に付けるとともに、ワークショップを通じて実践能力の向上を図る。
選 定 理 由	<p>主任研修（年次ごとに計6回）は、当区職員研修実施計画に基づき、「的確な課題意識と根拠に基づく解決策を見出す力」の育成を目的としており、段階的かつ一貫した能力向上を図っている。特に主任2年目においては、業務に必要なデータの適切な活用に関する思考力及び実践力の習得を重視している。</p> <p>下記事業者は、データ分析及びロジカルシンキングに関する高度な専門性と豊富な実績を有しており、当区の研修計画に即した柔軟な対応が可能である。また、令和6年度においては、実データを用いて受講者自らが行った分析や提案に対し、講師からの的確なフィードバックが行われたことで、受講者の理解と実践力の向上に寄与し、研修の質の確保に大きく貢献した。</p> <p>職層研修においては、職員の能力育成に不均衡が生じないよう研修の質と一貫性を維持する必要があるため、区が求める業務を提供できる事業者は下記事業者に限られる。</p> <p>以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称：データ&ストーリー合同会社 住 所：神奈川県横浜市旭区東希望が丘 38 番地 8
契約年月日	令和7年 9月26日
契約金額	797,500 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年12月22日
担 当 課	政策経営部 人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

特命随意契約理由書

927

件名	千代田区医療的ケア児等コーディネーター支援業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区で配置した医療的ケア児等コーディネーターについて医学、福祉制度等の広範囲な知識等が求められているため、医療的ケア児に関する知識経験が豊富な事業者へ委託し、コーディネーターや学校等教育関係者、区関係部署等に対して助言や具体的な対応の提案を行う。また医学、福祉制度等の知識等をもとに、保護者にサービスや制度を情報提供する冊子を作成する。これらにより、医療的ケア児とその保護者が地域で安心した暮らしができるようにする。
選定理由	当該事業者は、日本初の障害児保育園を開園するとともに、医療的ケア児のための法律「医療的ケア児支援法」の成立に関わるなど、医療的ケア児の福祉向上に貢献してきた。また、医療的ケア児を含む重度障害児 100 名以上の保育実績を有するとともに、法人本部が千代田区にあり、区の認可を受け障害児向けの居宅訪問型保育事業を運営する唯一の事業者である。また、区内の医療的ケア児支援も実績があり、区の制度やサービス等に精通している。 以上の理由から、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 特定非営利活動法人フローレンス 住所 千代田区神田神保町1-14-1
※ 契約年月日	令和 7 年 9 月 26 日
※ 契約金額	787,600 ※印を契約のため、契約金額は支出限度額 (消費税を含む)
契約期間	令和7年10月1日から令和8年3月31日
担当課	子ども部 児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

956

件名	企画展示室受付・管理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	日比谷図書文化館で開催する企画展において、展示室の受付、見回り、展示室内等の清掃、展示の案内誘導、チラシの補充など円滑に運営を行うための業務。
選定理由	下記法人は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）第37条第1項にもとづき、高齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 法の理念のもと高齢者の就業及び高齢者福祉の促進を図るため、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 公益社団法人千代田区シルバー人材センター 住所 千代田区九段南1-6-10 かがやきプラザ4階
契約年月日	令和 7 年 9 月 1 日
契約金額	3,232,774 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和8年2月23日まで
担当課	地域振興部文化振興課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	番町小学校 汚水槽清掃・圧送ポンプ交換作業
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	汚水槽内の清掃、および汚水槽圧送ポンプの交換を行う。
選定理由	番町小学校地下1階汚水槽の圧送ポンプの故障により、槽内の汚水が溢れかねない状態となっている。汚水が溢れた場合、当該汚水槽と接続している地下1階の給食従事者用トイレに汚水が逆流し、衛生管理上重大な影響を及ぼす恐れがあることから、圧送ポンプの交換を緊急に行う必要がある。 下記業者は、速やかな部品調達および作業員の手配が可能であるとともに、当該施設における修繕実績も十分にあり、同施設の配管を熟知していることから、学校との調整や現場管理を適切に行い、緊急作業を円滑に行うことができる。 以上の理由から、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社武井工業所 住所 東京都千代田区富士見1-8-4
※ 契約年月日	令和 7 年 9 月 11 日
※ 契約金額	1,217,480 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年10月11日まで
担当課	子ども部子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	シンガポール海外研修旅行実施業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	本校第5学年のシンガポール海外研修旅行実施に伴い、研修旅行に必要な業務を行う。
選定理由	1.令和7年度海外研修旅行及び実地踏査業務(シンガポール)の校内指名型業者選定委員会で審査した結果において、企画内容が本校の求めるものと合致し一番評価の良い業者を選出する。 (令和6年10月8日付6千中等シ発第551号) 2.該当「令和7年度海外研修旅行及び実地踏査業務(オーストラリア)」及び「令和7年度海外研修旅行及び実地踏査業務(シンガポール)」の委託に関する校内指名型業者選定委員会(プロポーザル方式)設置要項 校内指名型業者選定委員会(プロポーザル方式)により選定した下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：近畿日本ツーリスト株式会社 東京第1教育旅行支店 所在地：東京都千代田区九段南2-3-14 靖国九段南ビル7F
※ 契約年月日	令和 7 年 9 月 10 日
※ 契約金額	4,350,048 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年12月19日まで
担当課	九段中等教育学校経営企画室
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。